

ウェブキャスティング（同時配信等） に係る権利処理円滑化について 【レコード実演】

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 常務理事
実演家著作隣接権センター 運営委員
椎名 和夫

はじめに

- ・ 知的財産推進計画 2019 では、同時配信「等」に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について具体的な検討を行うことが盛り込まれた。
- ・ 5G時代を迎え、通信と放送の融合が進展する中、放送番組のネット同時配信だけでなく、広く放送型の配信サービス（ウェブキャスト）が一層普及することが想定される。
- ・ 新たな時代に適切に対応するためには、放送番組のネット同時配信だけでなく、ウェブキャストに係る権利処理円滑化について検討することが非常に重要である。

商業用レコードのウェブキャストに係る集中管理

利用態様	実演家の権利 レコード製作者も同様	集中管理の実態	アウトサイダー問題	実演家とレコード製作者との配分比率
放送・有線放送	報酬請求権 (著作権法95条1項)	あり (指定団体による管理)	なし	50 : 50
有線放送による同時再送信	報酬請求権 (同法95条1項)	あり (指定団体による管理)	なし	50 : 50
ウェブキャスト等 (同時配信等)	サイマルキャスト (放送番組のネット同時配信)	送信可能化権 (同法92条の2) 同法102条5項が適用される 場合は権利制限される	あり (著作権等管理事業法 に基づく集中管理)	50 : 50
	その他ウェブキャスト (放送番組以外)	なし		契約による

・いずれも放送に極めて近い利用であるが、伝送路によって適用される権利や制度が異なり、権利処理の課題が生じている。

・放送番組のネット同時配信は既に集中管理され、放送局(ローカル局含む)は集中管理団体との包括契約により許諾を得ること可能であり、特段標準約款の整備は必要ない。ただし、アウトサイダー問題が生じている。

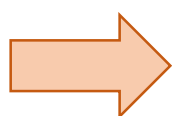
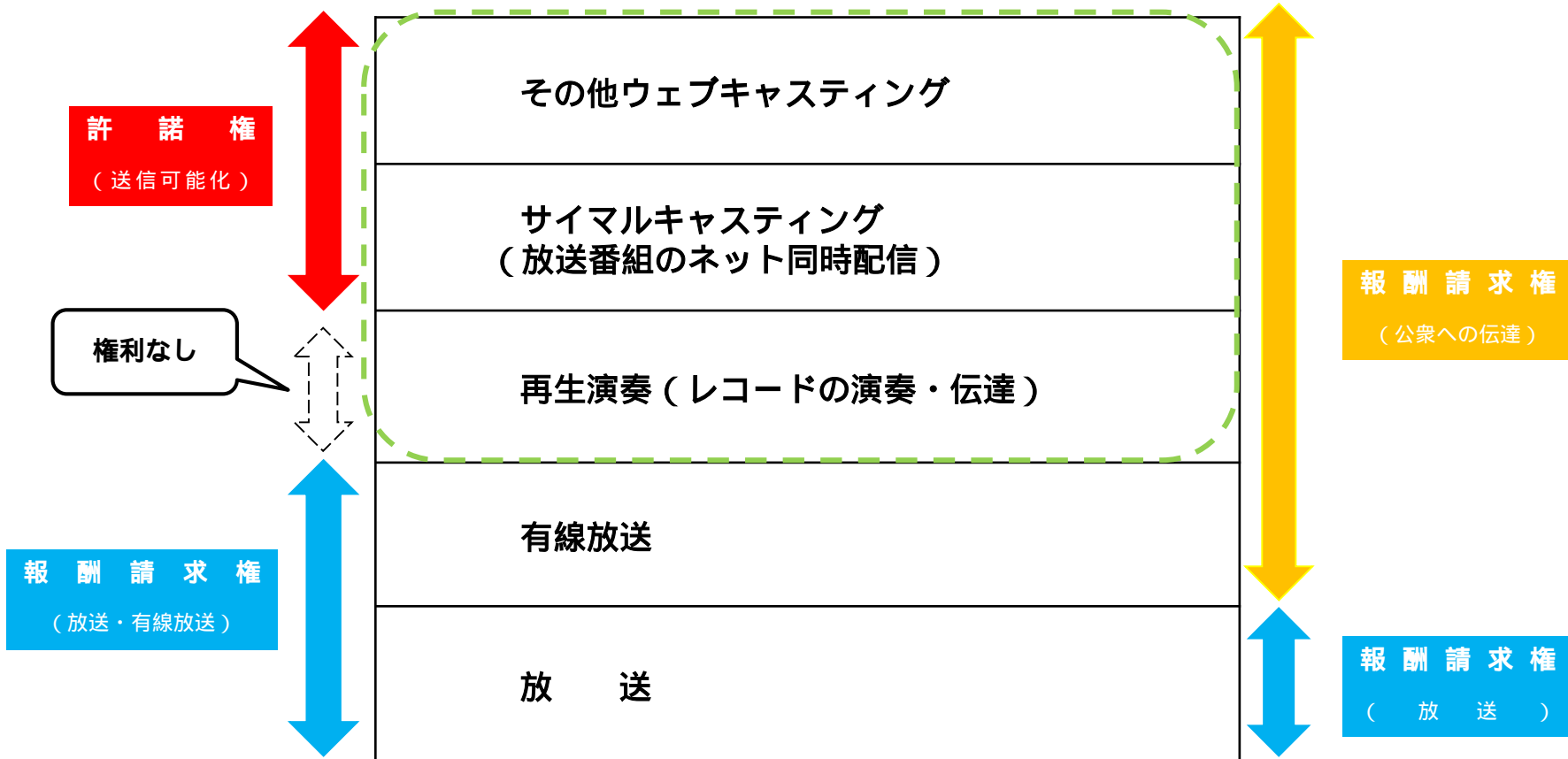
・ **その他ウェブキャストは、集中管理すらされておらず、円滑な権利処理という点で最も課題がある。** また、実演家は必ずしも衡平な対価を受取れていない実態がある。

拡大集中許諾制度は のアウトサイダー問題解決に資するため検討を進めることには賛成であるが、これだけでは集中管理実態がない の円滑化が図れないため、 の権利処理円滑化のための方策の検討も必須となる

国際条約との比較

<日 本>


<国際条約(WPPT)>




日本は公衆への伝達に関する権利の在り方がアンバランスであり、これが前述の問題が生じる一因となっている。

海外の状況（ウェブキャストイング）

		韓国	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
法制度	実演家	報酬請求権	許諾権 →報酬請求権 ¹	報酬請求権	報酬請求権 (レコード製作者に 対する分配請求権)	許諾権 (強制許諾)
	レコード 製作者	報酬請求権	許諾権 →報酬請求権 ¹	報酬請求権 (実演家に対する 分配請求権)	許諾権	
	集中管理制度	指定団体による行使	管理団体による行使	実演家の報酬請求権は管理 団体にのみ譲渡可	実演家の報酬請求権は管理 団体にのみ譲渡可	強制許諾は、 指定団体が実施
集中管理の 実務	管理団体	FKMP	SPRE	GVL	PPL	SoundExchange
	構成	実演家	実演家とレコード製作者の 各団体に分配	実演家と レコード製作者	実演家と レコード製作者	実演家と レコード製作者
	実演家とレコード製作者 との配分比率	50 : 50	50 : 50	50 : 50	50 : 50	50 : 50
備考			¹ 2016年改正による。			強制許諾制度は、集 中管理団体に対して既 定の使用料を支払うこ とで、レコード個社か ら許諾を得ることなく、 一定の条件下でウェブ キャストイング等を行 うことができるもの。


 いずれの国も、集中管理によるワンストップでの権利処理を可能とし、実演家が衡平な対価を獲得できる制度を有している。


 特に、権利行使の実効性を担保しつつ、ワンストップでの権利処理を実現する制度として米国の強制許諾制度は注目に値する。

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会における議論

〇 制度改正を求める関係当事者からの主張

**「権利情報の集約化を進めてもアウトサイダー
問題の解決にならないのではないか」**

【NHKによるレコード調査】

2015年10月から2016年3月 総合・教育の放送(9万5千件)の内訳

- ・レコード協会管理が確認されたもの 87.1% ・レコード協会管理外であることが確認されたもの 1.1%
- ・管理状況が不明なもの 9.1% ・輸入盤 2.6%

NHK発表資料より

N H K

**「我々にとっては、適正な対価があれば、もうどうぞ
使ってくださいという立場は間違いない」**

第1回発言内容より

インディペンデント
・レコード協会

**「放送事業者だけでなく、ネット事業者も独自に番組を制作し、配信を
行っており、若い世代を中心としてかなりの視聴者を獲得している...ウエ
ブキャストイングについても...権利処理円滑化について同時に手当てをし
ていくことが重要」**

「アウトサイダーの楽曲が使いやすくなるような制度作りが重要」

第1回発言内容より

委員

(ネット事業者系)

**「ユーザーのコンテンツの視聴スタイルはどんどん変わっているため、
同時配信に限らず、これからの視聴スタイルの変化を踏まえた新しい
ルールを今整備すべき。」**

第1回発言内容より

委員
(消費者系)

ウェブキャストに係る権利処理円滑化について

- ・レコードのウェブキャストはユーザーに新しい音楽との出会いを提供し、音楽接触率の向上ひいては音楽市場の拡大に資するサービスである。しかし、現行制度の下では、アウトサイダー問題や、広範な集中管理が実現していないため、抜本的な制度の見直しが必要である。

- ・放送の同時配信を含め、ウェブキャストにおけるレコード利用について、報酬請求権化、すなわち放送と同様に広範な集中管理によるワンストップでの権利処理を可能とし、実演家が衡平な対価を獲得できる制度を構築すべき。

具体的な制度設計は、権利者への影響や権利行使の実効性を考慮して検討する必要がある

⇒ 将来、「日本は制度整備が遅れたために、ウェブキャストが育たなかった」というような批判を受けないよう、スピード感をもって検討を進めて頂きたい